議案第９３号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

草刈り作業による物損事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

令和８年１１月２７日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

１　事故原因及び状況

令和８年５月１１日午前１０時頃、亀山市立関小学校敷地内において、スクールバス運転手が草刈り作業を行っていたところ、草刈機による飛び石が隣接する関学校給食センター駐車場に駐車していた相手方車両に接触し、これを破損させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

[redacted]

３　和解の条件及び損害賠償の額

（１）市は、相手方に対し、損害賠償金として５０万３４６円の支払義務があることを認め、相手方指定の口座に振り込む。

（２）市及び相手方は、損害賠償金以外に何らの債権債務のないことを確認し、互いに何らの請求をしない。

提案理由

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により議会の議決を求める。